

年度 市民税・県民税 税額決定 納税 通知書

富山県富山市

通知書番号 123456789

※課税の控除等に関する詳細はこのページの裏面にあります。

課税標準額		①市民税所得割額	①県民税所得割額
総所得	円		
山林・遺贈	円		
小計	円	円	円
短期譲渡	円	円	円
長期譲渡	円	円	円
株式等の譲渡	円	円	円
不動産の譲渡	円	円	円
先物取引	円	円	円
両替等の所得	円	円	円
②課出所得割額(合計額)		円	円
税額控除等	③調整控除額	円	円
	④配当控除額	円	円
	⑤住宅借入金等特別税額控除額	円	円
	⑥贈与金税額控除額	円	円
	⑦外国税額控除額等	円	円
	⑧配当戻金等・株式等譲渡所得割額控除額	円	円
⑨所得割額(②-③-④-⑤-⑥-⑦-⑧)		円	円
⑩均等割額		円	円
⑪所得割より控除することができなかった配当戻金等・株式等譲渡所得割額控除額		円	円

あなたの税額を上記の通り決定しましたので、地方税法第41条、第319条の2及び第321条の7の5の規定によって通知します。

年 月 日

⑫年 税 額 (⑨+⑩)		円
⑬給与からの特別徴収の方法によって徴収する額の合計額		円
⑭公的年金からの特別徴収の方法によって徴収する額の合計額		円
⑮普通徴収の方法によって徴収する額の合計額(⑬+⑭+⑮)		円
期 別	納 付 額	⑯にかかるとの充当額
第1期	円	円
第2期	円	円
第3期	円	円
第4期	円	円

納付書による納付額	納 期 限
円	
円	
円	
円	